

Title	労働災害訴訟における安全配慮義務をめぐる要件事実
Sub Title	Burden of proof and allegation regarding employer's duty of care for worker's safety
Author	山川, 隆一 (Yamakawa, Ryuichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.267- 290
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	豊泉貫太郎教授, マキロイロバート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働災害訴訟における 安全配慮義務をめぐる要件事実

山 川 隆 一

はじめに

- 1 安全配慮義務法理の概要
- 2 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求の訴訟物
- 3 請求原因
- 4 抗弁等
- 5 結びに代えて

はじめに

本稿は、労働災害に関する訴訟のうち、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟を取り上げて、そこでの要件事実につき覚書的に検討を行うものである。これまでも、安全配慮義務をめぐる要件事実についての有益な先行業績は少なからずみられるが¹⁾、労働法学においてはこの問題に関する要件事実の検討は必ずしも進んでいないように見受けられる²⁾。特に、平成19年に制定された労働契約法5条において安全配慮義務につき明文の根拠規定が設けられるに至った現在においては、それが要件事実の観点からいかなる意味をもつかも含めて、改めて検討を行う意味があると思われる。そこで本稿では、安全配慮義務をめぐる要件事実について、労働法分野における立法や判例等の蓄積を踏まえて簡単な検討を試みることにする。

なお、労働災害に関しては、労働者災害補償保険法（労災保険法）に基づく保険給付が大きな役割を果たしており、不支給決定等に対する行政訴訟も数多

く提起されているため、そこでの要件事実の検討も求められるが、かかる訴訟は損害賠償請求という民事訴訟とは形態を大きく異にするため、今後稿を改めて検討することとしたい。

1 安全配慮義務法理の概要

労働災害に遭った労働者（死亡事故の場合はその遺族）が民事訴訟により使用者等に対して損害賠償を請求する場合の法的構成としては、不法行為に基づく損害賠償請求権が発生したとする構成と、安全配慮義務違反という債務の不履行に基づく損害賠償請求権が発生したとする構成とが考えられる³⁾。

以上のうち、かつては不法行為構成によるのが一般的であったが、債務不履行構成の方が、被告側が帰責事由のなかったこと（の評価根拠事実）につき主張立証責任を負うことになる点（不法行為構成の場合は原告側が過失（の評価根拠事実）につき主張立証責任を負う⁴⁾）、及び、債務不履行構成によれば消滅時効期間は民法167条1項により10年となる点（不法行為構成の場合は同724条により

1) 要件事実論の観点から安全配慮義務についての検討を行った論文として、村上博巳「証明責任」吉田秀文＝塩崎勉編『裁判実務大系8巻 民事交通・労働災害訴訟法』422頁（青林書院、1985年）、倉田卓次監修『要件事実の証明責任・債権総論』143頁以下〔國井和郎〕（西神田編集室、1986年）、後藤勇「安全配慮義務と証明責任」塩崎勉編『現代民事裁判の課題⑧ 交通損害・労働災害』865頁（新日本法規出版、1989年）、高橋譲「安全配慮義務」牧野利秋他編『民事要件事実講座3・民法I 債権総論・契約』482頁（青林書院、2005年）、窪田充見「要件事実から考える安全配慮義務の法的性質」大塚直他編『要件事実論と民法学との対話』368頁（商事法務、2005年）、高橋譲「安全配慮義務について」河上正二他編『要件事実・事実認定論と基礎法学の新たな展開：伊藤滋夫先生喜寿記念』228頁（青林書院、2009年）などがある。

2) ただし、判例評釈等を中心に、特定の事項について主張立証責任の問題を検討したものは少なからずみられる。

3) 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求は労働関係に限られるわけではなく、学校事故等の法律関係においても問題となるが（星野雅紀「安全配慮義務をめぐる諸問題」林豊＝山川隆一編『新・裁判実務大系17巻 労働関係訴訟法II』322頁（青林書院、2001年）参照）、本稿においては労働関係、とりわけ労働災害の補償の場面を念頭において検討を行う。

原則として3年である)において、原告である被害者側の救済の範囲が広がるとされ、債務不履行構成が採用される事例が増えていった。

そして、最高裁も、昭和50年に至り、国家公務員に関する事案において、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触関係に入った当事者間における付随義務として、安全配慮義務が信義則上認められると判示し、これを肯定するに至った⁵⁾。また、その後の最高裁判例において、民間企業における雇用主と労働者との関係においても同様の安全配慮義務が認められることが明らかにされた⁶⁾。

こうした判例法理の展開を受けて、平成19年制定の労働契約法は、5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と定め、この法理を明文化した。同条における「労働契約に伴い」(傍点筆者)という表現は、安全配慮義務が労働契約から当然生ずるものであり、契約書や就業規則等における根拠規定を要しないことを示す趣旨のものである⁷⁾。また、この安全配慮義務は、物理的な事故の防止のみならず、労働者の健康配慮にも及びうるものであり⁸⁾、職業病などの事案では、「健康配慮義務」という用語が用いられることもある。

このように、労働災害について民事訴訟により使用者の損害賠償責任を追及する場合には、債務不履行責任と不法行為責任の双方の法的構成が利用可能であるが、両者はオーバーラップする場合が多く、その場合は、実務で採用されている旧訴訟物理論を前提とすれば、両者がいわゆる請求権競合の関係に立つ

4) 「帰責事由」(がないこと)も「過失」も規範的要件であるので、現在有力な取扱いによれば、それぞれの評価根拠事実及び評価障害事実が主張立証責任を考える対象となる。なお、後述するように、主張立証責任の点では、両構成にさほどの差異はないとの指摘がなされている。後注18)及びその本文参照。

5) 陸上自衛隊八戸車両整備工場事件・最三小判昭和50・2・25民集29巻2号143頁。

6) 川義事件・最三小判昭和59・4・10民集38巻6号557頁。

7) 平成20・1・23基発0123004号、荒木尚志他『詳説 労働契約法』83頁(弘文堂、2008年)など。

8) 同上。

ことになる。実際の訴訟においても、原告としていずれの構成が採用されても差し支えないものとして請求を行うことが少なくないが（いわゆる選択的併合）。その場合は、「債務不履行または不法行為に基づき」などと訴状に記載され、あるいは判決書においてそのような形で主張が整理される。なお、不法行為構成のもとでも、「安全配慮義務」という用語が用いられる場合があるが、その場合の「安全配慮義務」とは、不法行為法上の注意義務としての意味をもつことになる⁹⁾。

以下では、こうした債務不履行構成による場合の安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求に関して、要件事実の整理を行うこととする。安全配慮義務については、損害賠償請求以外に、義務の履行請求まで認められるかに関して議論がなされているが、裁判例においてははまだ一般に承認されるには至っていないと思われるので、本稿では検討の対象としないこととしたい。

9) 債務不履行責任の基礎となる安全配慮義務を負う主体は原則として契約上の雇用主である（その拡張については後述する）のに対し、不法行為責任における注意義務としての「安全配慮義務」の主体は、——法人自体の不法行為責任を追及する場合のように雇用主であることもあるが——、被災労働者に対し安全面での管理を行う立場にある上司等であり、雇用主は民法715条を通じて責任を負うことが多い。

その場合、雇用主の注意義務（契約上の安全配慮義務と同様の内容のものとなる）は、上司等の注意義務に反映されることが多くなると思われる。電通事件・最二小判平成12・3・24民集54巻3号1155頁は、民法715条1項により雇用主（使用者）の不法行為責任を認めたが、「使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務〔筆者注——労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務〕の内容に従って、その権限を行使すべきである」と判示し、雇用主自身の注意義務が、被災労働者の上司の注意義務に反映されることを示している。ただし、逆に、上司自らの注意義務違反が常に雇用主自身の注意義務や安全配慮義務の違反をもたらすとは限らない（注19）及びその本文参照）。

2 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求の訴訟物

これまで述べたところによれば、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求の訴訟物は、債務不履行に基づく損害賠償請求権となる。伝統的理解によれば、民法415条の債務不履行は、履行遅滞、履行不能、不完全履行の3類型に整理されるが、それを前提とすれば、安全配慮義務違反は不完全履行の類型に属することとなる。

また、この請求とともに、附帯請求として遅延損害金請求が併合されることが通例である。この請求は、主たる請求にかかる損害賠償支払義務の履行遅滞にもとづくものであり、安全配慮義務違反に基づく損害賠償支払義務は期限の定めのない債務であるから、履行の請求を受けた日に遅滞に陥り（民法412条3項）、翌日から遅延損害金を請求できる¹⁰⁾。これに対し、不法行為構成による場合は、不法行為に基づく損害賠償債務は損害発生と同時に遅滞に陥ると解されているため¹¹⁾、損害発生日から遅延損害金を請求できることになる。

3 請求原因

(1) 安全配慮義務の発生

① 雇用主の安全配慮義務

安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をするためには、いうまでもなく被告が原告ないし被災労働者に対して安全配慮義務を負っていることが前提となる。この安全配慮義務の発生については原告側が主張立証責任を負うが、1で述べたとおり、労働契約法5条は、労働契約を締結したことに伴って使用者が当然に安全配慮義務を負う旨を定めていると解されるので、労働契約の締結の

10) 大石塗装・鹿島建設事件・最一小判昭和55・12・18民集34巻7号888頁。なお、遅延損害金の利率は民法所定の年5分が採用されるのが一般である（中部電力事件・名古屋地判平成21・7・7労経速2051号27頁など。安全配慮義務違反による損害賠償債務は商行為によって生じたものとはいいたくないことが理由となろう）。

11) 最三小判昭和37・9・4民集16巻9号1834頁など。

事実を主張立証すれば、その事実により安全配慮義務の発生も根拠づけられることになる。

ここで、労働契約の締結については、労働契約法6条により、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことを合意したことが要件事実となる。同法上の労働契約の主体となる「労働者」（3条）は、労基法9条の「労働者」と、「事業に」という要件が存在しないことを除いて同じ内容であると解されているので¹²⁾、そこでの解釈に従えば、「使用されて労働する」とは、相手方の指揮命令のもとに労務を供給することを意味し、「賃金」とは、そのような労務の供給に対する対価を意味することになる¹³⁾。

② 雇用主以外の者の安全配慮義務

もっとも、以上が妥当するのは、被告が労働契約上の使用者（雇用主）の場合であって、それ以外の者が被告となる場合には射程が及ばないが、最高裁判例は、雇用主以外の第三者であっても、安全配慮義務の主体になる可能性を認めている。すなわち、造船業を営む会社が、造船所内で同社の設備・工具等を用い、同社から事実上指揮監督を受け、同社の直接雇用する従業員と同様の内容の作業を行っていた下請企業の従業員の事故に関し、最高裁は、当該造船会社が、特別な社会的接触関係にあるものとして信義則上安全配慮義務を負う旨判断したのである¹⁴⁾。

本判決は労働契約法制定前のものであり、前述した昭和50年の最高裁判例に

12) 荒木他・前掲注7)書69頁、85頁など。なお、労働契約法上の労働契約は、民法623条の雇用契約とも同義であるとの見解が多数であるが、最近の債権法改正の動きのなかで、この点が改めて議論されており、後者の方が広範な概念であるとの主張も生じるに至っている。鎌田耕一「雇傭・請負・委任と労働契約」横井芳弘他編『市民社会の変容と労働法』151頁（信山社、2005年）など参照。

13) 実際には諸種の要素の総合判断がなされることになる。この点の詳細には触れる余裕がないが、昭和60年の労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」が行った整理が参考になる。

14) 三菱重工工業神戸造船所事件・最一小判平成3・4・11労判590号14頁。その他、前掲注10)・大石塗装・鹿島建設事件では、建設業を営む元請企業が下請企業の従業員に対して安全配慮義務を負うとした原判決が結論として支持された。

従って、「特別な社会的接触関係」を安全配慮義務の発生根拠として援用しているが、同法5条が存在する現在では、同条の類推適用により同様の結論を導くこと、すなわち、労働契約関係に類似する関係が存在することを要件とすることが適切であろう。もっとも、このように要件を考える場合でも、その具体的内容については、同判決のいう「特別な社会的接触関係」という概念の具体的内容（この概念は規範的要件といえるので、請求原因の要件事実として主張立証責任の対象となるのはその評価根拠事実となろう）が参照されるべきことになる。

同判決は、被災労働者が、①元請企業の設備・工具等を用いていたこと、②元請企業から事実上指揮監督を受けていたこと、及び③就労内容も元請企業の従業員と同様であったことに言及しているが、これらすべてが安全配慮義務を発生させる「特別な社会的接触関係」の内容として不可欠なのは検討を要する。同事件の原判決は、「下請企業の労働者が……元請企業の供給する設備・器具等を用いて又は元請企業の指示のもとに労務提供を行う場合には……特別な社会的接触の関係に入ったものと解することができ[る]」（傍点付加）と述べているからである。

この点については、安全配慮義務の内容が個々の事案において具体的に特定されるものであることにかんがみると（後記(2)参照）、上記①～③のすべてが常に必要であると解すべきではなく、問題となっている安全配慮義務の内容に応じて、いかなる点で労働契約関係に類似しているかを考えるべきであろう。すなわち、「特別な社会的接触関係」のもとで安全配慮義務が発生するのは、そのような関係のもとで一方が他方を支配管理下に置いている場合は、その支配管理を適切に行うように配慮することが信義則上要請されるからであるが、そのような観点からは、安全配慮義務の内容は、その基礎となっている支配管理の内容に応じたものとなりうるものであり、換言すれば、安全配慮義務の内容に応じて、その発生根拠となる支配管理の権限も変わりうるからである。たとえば、元請企業が下請企業の従業員に直接指揮命令を行っている場合は、その指揮命令の不適切さにより災害が発生したときには、下請企業の従業員が元請企業の供給する設備・器具等を用いていなかったとしても、指揮命令を適切に

行うという観点から安全配慮義務の発生を認めることがありうると思われる。

なお、ここで取り上げたのは、労働契約法5条の類推適用により労働者の雇用主以外の者が安全配慮義務を負うか否かという問題であるが、その他に、労働契約には該当しないものの、それに類似する役務提供契約の当事者間においても、役務受領者が雇用主に準じて安全配慮義務の発生を負う場合がありうる¹⁵⁾。この場合も、現在では、安全配慮義務の発生を認めるのは労働契約法5条の類推適用によることになるとと思われるが、いかなる事案においてそれが可能かについては、基本的には以上述べてきたのと同様のことが妥当し、いかなる点で役務受領者が役務提供者に対して労働契約上の雇用主と同様の支配管理を行っているかを判断していくこととなろう。

(2) 安全配慮義務の内容と義務違反

① 主張立証責任の所在

次に、判例によれば、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求においては、原告側が、当該事案における安全配慮義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張立証する責任を負うとされているので¹⁶⁾、安全配慮義務の内容と義務違反の事実が請求原因における第2の要件事実となる。

以上のような理解は、一般に、債務不履行に基づく損害賠償請求においては、債務不履行に該当する事実につき債権者側が主張立証責任を負うとされており、不完全履行（安全配慮義務違反もその一種とされる）においても、履行が不完全であったことにつき債権者側が主張立証責任を負うとされていること¹⁷⁾

15) 藤島建設事件・浦和地判平成8・3・22労判696号56頁など。

16) 航空自衛隊航空救難群芦屋分遣隊事件・最二小判昭和56・2・16民集35卷1号56頁。厳密に言えば、安全配慮義務の「内容」は主張立証の対象となる事実の問題ではないので、原告がそれを特定することを求められるにとどまるであろうが、以下では便宜上、義務の内容とその違反とを一括して検討することとする。

17) 従来判例・学説については、吉井直昭・本件解説・最判解（民事）昭和56年度55頁（法曹会、1986年）参照。

に基づくものといえる。こうした点などから、労災事件における損害賠償責任につき債務不履行構成をとったとしても、不法行為構成をとった場合の加害行為及び過失の主張立証と実質上差異がなくなるとの指摘もみられるところである¹⁸⁾。

もともと、両者の構成に全く差がないというわけではないと思われる。たとえば、使用者の安全配慮義務についての履行補助者が一般的な不法行為法上の注意義務に違反したとしても、かかる義務は安全配慮義務の内容に必ずしも含まれるものではないとして、そのような注意義務違反があったにとどまる事案においては安全配慮義務違反は成立しないとした最高裁判決¹⁹⁾がみられるところである（こうした事案では、不法行為責任を追及した場合、民法715条による使用者責任が認められる可能性は高いであろう）。また、次の②で検討するように、債務不履行構成の場合は、帰責事由が存在しないことにつき債務者側が主張立証責任を負うとされているところから、安全配慮義務違反と帰責事由の不存在を基礎づける使用者の措置の内容とを相互補的に把握し、主張立証責任の適切な分配を図る可能性があると思われる。

② 義務の具体的内容

以上は主張立証責任の所在そのものにかかわる問題であり、いかなる内容の事実につき主張立証を要するのかという点は、別途検討すべきものとなる。上記判例によれば、原告が主張立証する責任を負うのは、義務違反に該当する事実であるが、具体的にいかなる内容の事実が主張立証の対象となるかについては必ずしも明示されていないからである²⁰⁾。

18) 新美育文『『安全配慮義務』の存在意義』ジュリスト823号99頁以下（1984年）、平野裕之「安全配慮義務の観念は、これからどの方向に進むべきか」椿寿夫編『講座 現代契約と現代債権の展望 2 債権総論(2)』33頁以下（日本評論社、1991年）など。

19) 陸上自衛隊第331会計隊事件・最二小判昭和58・5・27民集37卷4号477頁。この点については、窪田・前掲注1)論文385頁参照。

20) 安全配慮義務の内容を整理したものとして、東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法（下）』944頁以下（有斐閣、2003年）[中嶋士元也]などがある。

この点は、安全配慮義務をいかなる性質の義務（債務）と解するかにかかわる問題であって、一方では、安全配慮義務は労働者の生命・身体・健康そのものを確保する義務であることとらえ、それらが侵害されたという結果の発生自体が安全配慮義務の不履行を構成する事実とみるべきであるとの主張が生じうる²¹⁾。この見解によると、安全配慮義務はいわゆる結果債務となり、その内容は事案のいかんにかかわらずに定まることになるが、安全配慮義務という概念を承認した昭和50年の前記最高裁判決は、安全配慮義務の具体的内容は当該事案の状況によって異なりうると判示しており、こうした判例の理解とは調和しないこととなろう（その当否自体を別に検討する余地はあるが）。

また、前記のとおり、安全配慮義務は、使用者が労働者を支配管理下に置くという「特別な社会的接触関係」において、信義則上、その支配管理を適切に行うように配慮することを要請されることから認められるものとされているので、どのような配慮を行うかは、事案内容によって変わりうると考えざるを得ないであろう。労働契約法5条は、判例法理を確認したものと考えられるので²²⁾、現行法のもとでも以上のような判例の発想は維持されていると考えられる。

このように考えると、安全配慮義務の内容は、使用者がそれぞれの事案のもとでとるべきであった具体的な対応ないし措置と捉えざるをえず（いわゆる手段債務となろう）、その対応をとらなかったことが義務違反として主張立証の対象となるように思われるが、そのように解する場合には、専門的・技術的性格の強い事案等において、原告側が安全配慮義務の内容と被告がそれに違反した事実を主張立証するのが事実上困難となり、被害の救済の途を實際上閉ざすことになりはしないかという問題が生じうる。

もっとも、他方で、債務不履行を理由とする損害賠償請求訴訟においては、被告たる債務者側が、債務不履行につき帰責事由がなかったこと（を基礎づけ

21) 岡村親宜『労災裁判の展開と法理』91頁以下（総合労働研究所、1982年）、小林秀之「判批」判評273号182頁（1982年）、佐久間大輔『労災・過労死の裁判』179頁（日本評論社、2010年）など。

22) 前掲注7）・基発0123004号参照。

る事実)を抗弁として主張立証する責任を負うと解することにはほぼ異論がなく、安全配慮義務をめぐる事件でも、被告側のとった措置が社会通念上相当なものであったとしてこの抗弁を認めたとみられる最高裁判例がある²³⁾。こうした問題の処理は、事案に応じ、被告側において一定の措置をとったことが帰責事由の不存在の抗弁の内容となると考えることにより、当該措置をとらなかったことを義務違反という請求原因事実の内容と解する必要がなくなる場合がありうることを示唆するものである。すなわち、義務違反と帰責事由の区別は相対的なものであり、両者は相互補完的なものだといえる。

以上からすれば、安全配慮義務を手段債務と考え、原告側が安全配慮義務の内容とそれに違反した事実を主張立証する責任を負うと解するとしても、義務の内容については、使用者が労働者に危険をもたらす態様で支配管理を行ったことを義務違反と捉えるなど、——あくまで事案内容に応じてではあるが——義務違反の内容につき一定の抽象化を図る一方で、そうした義務違反がもたらす結果を回避するために相当の措置をとったことについて被告側が主張立証責任を負うものと解することが可能だと思われる²⁴⁾。

具体的な例をあげると、業務中のヘリコプターの墜落により従業員が死亡する事故が発生し、当該墜落事故はヘリコプターの部品に瑕疵があったために起

23) 林野庁高知営林局事件・最二小判平成2・4・20労判561号6頁(チェーンソーによる振動障害の発生防止のため、災害発生当時の状況の下で国が相当の装置をとっていたとされた事例)。

24) 竹下守夫「判批」民商法雑誌86巻4号625頁(1982年)は、前掲注16)・航空自衛隊航空救難群芦屋分遣隊事件最高裁判決の検討において、本文とほぼ同様の帰結を導くに際し、安全配慮義務を結果債務とする理解を示している(和田肇「雇用と安全配慮義務」ジュリスト828号125頁(1985年)も同旨)。この点については、以下の本文で述べる事案における瑕疵のある部品を提供しない義務のように、安全配慮義務を手段債務と捉えたとしても、その内容を一定程度抽象化して把握することは可能であるように思われる。いずれにせよ、同評釈では、安全配慮義務を労働者の生命・身体・健康そのものを確保する義務とみる見解は採用されていないので、その内容は事案により異なるものであるから、「結果債務」という用語を用いたとしても、判例の理解には抵触しないといえるであろう(その意味では、「結果債務」と「手段債務」という概念の区別も相対的なものであり、上記最高裁判決もそのような概念的区別に依拠しているわけではない)。

きたという事案においては、一方では、原告側の主張立証すべき安全配慮義務の内容を、部品の瑕疵を発見するように十分注意して整備・点検する義務と捉え、被害者がそれに違反したことにつき原告側が主張立証するという理解がありうる（その場合、原告側は、被告がどのような点で機体の整備・点検における注意を怠ったかにつき主張・立証を求められる一方で、被告が帰責事由の不存在という抗弁につき主張立証責任を負うのは、不可抗力の介入による結果発生のような事態に限定されそうである）。

しかしながら、安全配慮義務の内容を、墜落を起こすような瑕疵のある部品を備えたヘリコプターを業務において従業員に提供しないようにする義務と把握すれば、原告側はその違反についての主張立証責任を負うにとどまり、部品の瑕疵を発見すべく十分な注意を払って機体の整備・点検等を行ったこと²⁵⁾について、被告側が帰責事由の不存在の抗弁として主張立証する責任を負うと解することが可能だと思われる²⁶⁾（次図参照）。

25) この主張は、こうした措置をとっても結果の発生は防止しえなかったという趣旨のものとなるから、後述するように、結果回避の可能性がなかったことを意味することになる。

26) 前掲注16)・航空自衛隊航空救難群芦屋分遣隊事件最高裁判決は、本文と同様の事案における安全配慮義務の内容を、「ヘリコプターの各部品の性能を保持し機体の整備を完全にする義務」と表現しているが、この判示が、原告側において被告側の整備がどのように不十分であったかにつき具体的な主張立証まで求めるものであるとすれば、疑問を禁じ得ない。しかし、同判決の調査官解説によれば、「ローターブレードのソケットのツールマーク〔筆者注一切削痕〕の存在、これによるソケットの疲労破断が主張・立証されたことにより、X側は安全配慮義務違反の主張と立証について目的を達したものである」とし、当該ツールマークの存在は顕微鏡を用いた精密検査によらなければ発見できない性質のものであり、かかる検査まで義務付けていない自衛隊の整備体系は不合理・不完全とはいえないから、被告がソケットの破断による墜落の危険を予知することができなかったことにつき帰責事由は存しないという被告側の抗弁事由が認められたことによって原告の請求が排斥されたと考えることができるとしており（吉井・前掲注17)判解60頁）、ここでは、ヘリコプターに切断痕のあるソケットを用いたことが安全配慮義務の内容であるという、本文と同様の理解が可能であることが示されていると思われる。

義務違反（部品の瑕疵を発見するように十分注意して整備・点検する義務に違反した）	帰責事由なし（不可抗力等）
義務違反（瑕疵のある部品を提供しない義務に違反した）	帰責事由なし（部品に瑕疵がないかどうか十分注意して整備・点検する措置をとったこと等）

これまでの最高裁判決の中にも、「国は、自衛隊員を公務の遂行として自衛隊機に搭乗させる場合には、右自衛隊員に対する安全配慮義務として、構造上の欠陥のない航空機を航空の用に供し、かつ、その整備を十全にして航空機自体から生ずべき危険を防止するとともに、航空機の操縦士としてその任に適する技能を有する者を選任配置し、かつ、適切な航空交通管制の実施等につき配慮して航空機の運航から生ずる危険を防止すべき義務を負う」とするものがあり²⁷⁾、ここでは、「構造上の欠陥のない航空機を航空の用に供」することも安全配慮義務の内容となることが認められているので、こうした理解は、これまでの判例を前提としても十分に可能だと思われる。

なお、この点については、以上のような把握の他に、上記事案における義務違反の内容について、使用者が部品の瑕疵を発見するように十分注意して整備・点検する義務と捉えたとしても、原告側がみずから収集可能な資料にもとづく間接事実を証明すれば義務違反の事実が推認され、これに対して被告側が、事故の詳細な情報を提供するなどして、それを覆す間接事実を証明する責任を負うという構成により、実際上の立証の困難さを回避する方向も考えられるが²⁸⁾、こうした推認がどの程度可能かは事案により異なりうるであろう。

27) 最二小判昭和58・12・9 裁判集民事140号642頁。

28) 山川隆一『雇用関係法(第4版)』231頁(新世社、2008年)。上記事例では、原告により部品に瑕疵があったために事故が生じたことが立証されれば、被告側において、当該瑕疵を発見すべきであったにもかかわらずこれを怠ったことが推認され(被告側がそうした瑕疵を発見しうる専門的知見を有する場合にはこのことは特に妥当しよう)、被告側が、部品の瑕疵を発見できなかったのもやむを得ない事情を立証することによりかかる反証を覆すということになる。

（3）結果発生の見込み可能性

以上のような義務違反に加えて、それによる結果発生の見込み可能性についても、安全配慮義務（違反）の前提として労働者側が主張立証責任を負うかに関しては、肯定説と否定説がみられる²⁹⁾。最高裁判例でこの点につき明示的に判断したものは見当たらないようであるが、結果発生についての見込み可能性があったことを積極的に認定したうえで安全配慮義務違反を肯定した判決がみられ³⁰⁾、ここでは、見込み可能性につき労働者が主張立証責任を負うとの理解が前提とされているともいえそうである。

この点については、安全配慮義務の内容につきこれまで述べてきた理解を前提とすると、同義務の違反は、一定の措置をとらなかったことに求められる点で不法行為における注意義務違反とある程度共通性があり、一般的にいえば、注意義務違反と同様に、結果発生についての見込み可能性の主張立証責任は労働者側が負うと解することになる。しかし、安全配慮義務は、使用者が労働者を支配管理下に置いていることから労働者の安全が損なわれないように一定の注意を払うことを求めるものであり、不法行為におけるように、特定の場面において初めて注意義務が問題となるものではないと思われるので、ここでの見込み可能性とは、現実に発生した事故についての具体的な見込みを問題とするのではなく、当該状況のもとでそうした事故が発生するおそれがあるという概括的・規範的な見込み可能性で足りると考えられる³¹⁾。

こうした理解によれば、安全配慮義務を手段債務であると解するとしても、

29) 肯定説として、高橋・前掲注1)論文482頁などがあり、否定説（使用者側が帰責事由の不存在の一環として主張立証責任を負うとする）として、竹下・前掲注24)評釈625頁、國井和郎「民法判例レビュー・民事責任 第三者惹起事故と安全配慮義務」判タ529号205頁（1984年）、和田・前掲注24)論文128頁などがある。なお、岩村正彦「判批」ジュリスト923号100頁は、職務に不可避免的に内在する危険が問題になっているか否かで区別をし、職務に不可避免的に内在する危険を超える危険が問題となった事案では客観的な見込み可能性が要件となるとの解釈を示唆する。

30) 陸上自衛隊朝霞駐屯地事件・最三小判昭和61・12・19判時1224号13頁など。

31) 塩崎勉・最判解（民事）昭和59年度138頁、佐久間・前掲注21)書183頁以下など。

そこで問題となる予見可能性は、個別具体的な災害や事故についてのもではなく、客観的に労働者への安全の配慮が求められる状況であったことの認識ないしその可能性で足りると考えられる。そして、そのような状況が存在したことが立証されれば、特段の事情がない限り、それに対する認識可能性が存在したものと推認してよいと思われる（このように考えれば、この問題については、肯定説をとったとしても、否定説との間で実質的な差異はないとみてよいであろう）。

(4) 損害の発生と額・因果関係

安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求の請求原因における第3の要件事実は、義務違反と因果関係のある損害が発生したこと、およびその損害の額であり、これらについては原告側が主張立証責任を負うのが原則となる。これらの内容については、通常の債務不履行の場合と基本的に異なるところはなく、また、不法行為に基づく損害賠償請求の場合とも共通する部分が多い。

損害のうち精神的損害に関しては、不法行為構成をとる場合は、民法711条により近親者固有の慰謝料が認められうるが、判例によれば、安全配慮義務違反という債務不履行構成をとる場合には、近親者固有の慰謝料は認められないとされているので³²⁾、こうした請求は失当となる。もっとも、債務不履行構成の場合も、原告が相続人である限り被災者本人の慰謝料請求権は相続できるので、この点の差もさほど大きなものではないといえよう（逸失利益等の財産的損害についても、ほとんどの場合、被災労働者が死亡した事案においては、同人の損害賠償請求権を原告である遺族が相続したと主張して請求をすることになる）。

なお、因果関係については、通常の債務不履行による損害賠償請求の場合、債務不履行と損害発生間の因果関係が要件事実となるとされているが³³⁾、労働災害につき安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求がなされる場合、特にい

32) 前掲注10)・大石塗装・鹿島建設事件。

33) 倉田監修・前掲注1)書89頁。

いわゆる職業病をめぐる事例においては、債務不履行ではなく業務と疾病の発生（損害）との間の因果関係が問題となることがある。

たとえば、保母の頸肩腕症候群への罹患につき使用者が安全配慮義務違反の責任を負うかどうか争われた事案において、最高裁は、原告である保母が行っていた負荷の大きい業務と頸肩腕症候群の発症ないし増悪との間に因果関係を是認しようと判示して、これを否定した原判決を破棄している³⁴⁾。

労災保険法のもとでは、使用者の帰責事由や義務違反が問題とならないため、災害や病気が業務に起因するという意味での相当因果関係（業務起因性）が保険給付の中心的要件となっており、上記のような判示は、こうした労災保険法のもとでの判断枠組みに影響を受けたものと推測される。

確かに、業務によって発生し得る疾病について、安全配慮義務を尽くしていれば発生を防げることができたにもかかわらず、当該義務を尽くさなかったために疾病が現に発生したという事態については、業務と疾病との間の因果関係の問題として捉えることも可能であろうが、こうした事態は、安全配慮義務に違反した状態でなされた業務により疾病が発生したのであるから、安全配慮義務違反と疾病の間の因果関係の問題として捉えることも不可能ではないと思われる。いずれにしても、この点についての捉え方により、判決の結論に実質的な差異は生じないのではないかと思われる³⁵⁾。

34) 横浜市立保育園事件・最三小判平成9・11・28労判727号14頁。また、電通事件・最二小判平成12・3・24民集54巻3号1155頁は、被災労働者の業務の遂行と同人のうつ病り患による自殺との間には相当因果関係があるとした原審の判断を支持している。

35) ただし、業務と損害の因果関係の問題として捉えた方が、義務違反についての判断をするまでもなく、因果関係が存在しないとして請求を棄却することができる場合が想定でき、その限りにおいて判断としては簡潔なものとなるであろう。

4 抗弁等

(1) 帰責事由の不存在

安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求に対する被告側の抗弁としてまず考えられるのは、被告に安全配慮義務につき責めに帰すべき事由がないことである。債務不履行に基づく損害賠償請求一般についても、帰責事由がないことが被告の抗弁事由とされている。

「責めに帰すべき事由」（がないこと）は規範的要件に当たると考えられるので、この抗弁についての要件事実、責めに帰すべき事由（帰責事由）がないことの評価根拠事実となる。「責めに帰すべき事由」の意義については、故意・過失または信義則上それと同視すべき事由と解する見解が一般であるので³⁶⁾、この見解を前提とすれば、被告に故意・過失または信義則上それと同視すべき事由がないことについての評価根拠事実をこの抗弁の要件事実と解することになる。

もっとも、より具体的には、いかなる事実が被告に帰責事由がないことを根拠づけるかを検討することが重要となる。この点については、被告は結果発生防止のために相当な措置を講じていたことから、結果回避のための努力を尽くしていたと認められるとして債務不履行責任を否定した最高裁判決があるが³⁷⁾、被告が結果発生防止のために相当な措置を講じていたという事実が、安全配慮義務を尽くしていたという事実と同じ内容であるとする、原告が安全配慮義務違反の事実の主張立証責任を負うことと矛盾してしまう。これは、前述したように、安全配慮義務違反という請求原因事実と帰責事由の不存在とい

36) この問題については、現在進行中の債権法改正に関する議論において検討の対象となっており、過失責任という発想から、「契約により引き受けていたか」否かを基準とする発想への転換が主張されている（民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号136頁（2009年））。このような発想の転換が安全配慮義務違反をめぐる訴訟にいかなる影響を与えるかは必ずしも明らかではない。

37) 前掲注23)・林野庁高知営林局事件。

う抗弁事実の境界線が不明確であることを示すものであり、安全配慮義務の内容をどのように考えるかという問題にも影響を及ぼすものである。

いずれにせよ、原告が安全配慮義務違反の事実の主張立証責任を負うことを前提とすれば、帰責事由の不存在という事実については、安全配慮義務を尽くしたという事実と考えるべきではなく、義務違反を前提としつつ、それにつき被告を問責できない事情をいうと解さざるを得ない。そうすると、ここでの帰責事由の不存在とは、義務違反という事態の発生を防止することは社会通念上困難であったという、安全配慮義務違反とは別に観念し得る結果回避可能性または期待可能性の不存在（被告が結果回避のために期待される措置を尽くしていたこと）、ないしは、当該結果が不可抗力によって発生したものであることを基礎づける事実をいうものと考えられることとなるであろう³⁸⁾（ただし、安全配慮義務の内容については、被害の救済が實際上困難となることのないように、一定程度抽象化を図りうることは前述したとおりである）。

なお、結果発生の見込み可能性については、前記のように、その不存在が使用者側の抗弁となるという理解もあるが、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求については、前述したとおり、客観的に労働者の安全への配慮が求められる状況であったことについての概括的・規範的な見込み可能性で足りると解した上で、その存在につき原告側が主張立証責任を負うと考える場合には、具体的には見込み可能性がなかったこと（の評価根拠事実）が、被告側における帰責事由の不存在の抗弁の一内容として位置づけられることになるように思われる。

(2) 消滅時効

次に、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権が時効により消滅したことも被告側の抗弁となることは言うまでもない。この抗弁の要件事実とは、①消滅時効期間の経過と②時効の援用から構成される³⁹⁾。そして、消滅時効期間は、

38) 結果回避可能性についても原告側に主張立証責任がある（帰責事由の不存在の内容は不可抗力のみとなる）との見解もある（高橋・前掲注1）論文495頁）。

安全配慮義務違反を債務不履行とする構成による限り10年となる（民法167条1項）。

消滅時効の起算日については、その対象となる権利を行使する時であり（同法166条1項）、具体的には、安全配慮義務違反による損害が発生した時が原則となる⁴⁰⁾。この点については、労働契約上の安全配慮義務とその違反を理由とする損害賠償義務の同一性を主張して、安全配慮の措置をとりえた最終時点（契約終了時）を起算点にすべきであるとの主張もみられたが、判例はこれを否定している⁴¹⁾。

なお、じん肺については、じん肺法における管理区分についての最終の行政上の決定を受けたときから時効が進行すると解した最高裁判例がある⁴²⁾。

(3) 過失相殺等

損害賠償請求訴訟においては過失相殺の抗弁が問題となることが多いが、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求についても同様である。労働災害については過失相殺の規定の適用を排除すべきであるとの見解もあるが⁴³⁾、実務上は必ずしも支持を得ておらず、損害の公平な分担という観点から、過失相殺を行うべき場合がありうることは否定しがたいであろう⁴⁴⁾。

安全配慮義務違反を債務不履行と構成する場合には、過失相殺についての適用条文は民法418条となり、不法行為構成をとる場合には同法722条となる。両条の文言上は、同法722条によれば、被害者の過失を考慮すべきかどうかにつ

39) 時効の援用については、現在の通説とされる不確定効果説（実体法説の一つ）によれば、時効期間が経過しただけでは不確定な状態にある時効の効果が、援用という行為によって確定されるという意味があるので、請求権の消滅という実体法上の効果を主張する場合の要件事実となる。

40) 日鉄鉦業（労働者側上告）事件・最一小判平成6・2・22民集48巻2号441頁など。

41) 日鉄鉦業（会社側上告）事件・最一小判平成6・2・22労判646号12頁。

42) 前掲注40)・日鉄鉦業（労働者側上告）事件。ただし、死亡による損害については死亡時から進行するとされた。筑豊炭田（会社側上告）事件・最一小判平成16・4・27労判872号13頁。

43) 岡村・前掲注21)書302頁以下。

き裁判所に裁量が認められ、また、適用範囲は損害の額に限られるのに対し、同法418条によれば、債権者側の過失を考慮するか否かにつき裁判所に裁量はなく、かつ、過失相殺の対象は損害額のみならず賠償責任の有無についても及ぶこととなる点で相違があるが、学説上は、両者に格別の相違を認めない解釈が有力である⁴⁵⁾。

いずれにせよ、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟では、債権者側の過失は規範的要件と解されるので、被告である債務者側が抗弁としてそれを基礎づける具体的事実（評価根拠事実）を主張立証する責任を負い、原告である債権者側が、これに対する評価障害事実を再抗弁として主張立証する責任を負うことになる。

次に、ここでの考慮の対象として、債権者に対して問責できる狭い意味での「過失」に限らず、損害の発生や拡大に寄与した債権者側の精神的・身体的な素因も含まれるか（いわゆる寄与度減責が可能か）が問題となる。

この点につき最高裁は、いわゆる過労自殺をめぐる事案につき不法行為構成の主張が採用された電通事件において、一般論としては、民法722条の類推適用により、損害の発生または拡大に寄与した被害者の性格等の心因的要因を一定の限度で斟酌することができる⁴⁶⁾とする一方、労働者の業務の負担が過重であったことを原因として損害賠償請求がなされた場合には、「労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外

44) ただし、後述するように、過失相殺の規定の（類推）適用にあたっては、労働関係においては、労働安全衛生法などにより、使用者が基本的に職場環境の整備の責務を負っていることを前提として考慮すべきであろう。以上の点を含め、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟における過失相殺の問題については、齋藤隆「過失相殺」林＝山川編・前掲注3）書385頁参照。

45) 我妻栄『新訂債権総論 民法講義IV』128頁（岩波書店、1964年）、内田貴『民法III（第3版）』169頁（東京大学出版会、2005年）など。なお、最高裁は、民法722条に関し、当事者から過失相殺をなすべしとの主張がなくとも裁判所として同条を適用しうる旨判示している（山口市事件・最三小判昭和41・6・21民集20巻5号1078頁）。

46) 最一小判昭和63・4・21民集42巻4号243頁（交通事故によるむち打ち症につき被害者の特異な性格が損害の拡大に寄与したとされた事例）が引用されている。

れるものでない場合には、裁判所は、業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求において……、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等を、心因的要因としてしんしゃくすることはできない」と判示した⁴⁷⁾。

この見解によれば、民法722条を類推適用して被災労働者の心因的要因を斟酌すべきであると使用者側の抗弁は、当該労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れており、それが損害の発生または拡大に寄与したといえる場合にはじめて失当とならずに認められることになる。債務不履行構成をとる場合も、同法418条の類推適用につき同様のことがいえると思われる。もっとも、労働者のいかなる性格が上記の要件をみたすのかについては必ずしも明らかではないので、今後の事例の蓄積を待つ必要がある。

他方、急性脳・心臓疾患に関する事案等においては、被災労働者の基礎疾患等を損害の発生または拡大に寄与した要因として斟酌しうるかが問題となるが、この点に関して最高裁は、急性心筋虚血により死亡した労働者についての使用者の不法行為責任が問題となった事案において、同人の急性心筋虚血による死亡は業務上の過重負荷と同人の基礎疾患（家族性高コレステロール血症）が共に原因となって発症したものとしたうえで、当該基礎疾患を考慮せずに使用者に損害の全額を賠償させることは公平を失すると判断した⁴⁸⁾。

ここでは、民法722条の類推適用により、裁判所は、被災労働者の基礎疾患を考慮できることが示されたものといえるが、不法行為構成に限らず、安全配

47) 本判決は、長時間労働の結果うつ病に罹患した結果自殺した労働者につき使用者の不法行為責任が認められた事案であるが、当該労働者の性格は、明朗快活、素直で、責任感があり、また、物事に取り組むに当たっては、粘り強く、いわゆる完べき主義の傾向もあったと認定されており、判決は、こうした性格は一般の社会人の中にしばしば見られるものの一つであるとして、心因的要因として斟酌すべきものではないとした。なお、本判決は、当該労働者と同居していた両親は同人の勤務状況を改善する措置をとり得る立場にあったとはいえないとして、両親がそうした措置をとらなかったことについても斟酌できないと判示している。

48) NTT東日本北海道支店事件・最一小判平成20・3・27労判958号5頁。

慮義務違反という債務不履行構成をとった場合でも、基本的に同様のことがいえると思われる。したがって、基礎疾患の態様・程度は、被災労働者側の身体的要因として損害の算定等にあたり斟酌すべしという寄与度減責の主張（抗弁）の内容をなしうるものとなる。

もっとも、使用者側の注意義務や安全配慮義務の内容は、基礎疾患の態様や程度によって変わりうると考えられるので、基礎疾患の程度が直ちに被災労働者側の損害発生・拡大への寄与度を左右すると判断されるものではないといえよう。その意味で、寄与度減責に際しては、使用者が労働者と日常的に接しており、その状況を把握して雇用管理等に反映できるといった労働関係の特質（こうした対応のあり方は、安全配慮義務違反の評価に影響を与えうる）を考慮すべきものと思われる⁴⁹⁾。上記の最高裁判決も、民法722条の類推適用にあたり、被災労働者の基礎疾患の態様・程度の他に、使用者の不法行為の態様等をも考慮すると説示しているところであり、安全配慮義務違反を理由に責任を追及する場合も含めて、使用者の（注意）義務違反の態様が寄与度減責の判断に影響を与えうることが示されているといえよう。

（4） 労災保険給付

労働災害については、労災保険法による保険給付がなされることが少なくないため、労災保険給付がなされたことなどにより賠償責任が減免されることが、被告側が主張立証責任を負う抗弁となる⁵⁰⁾。この点につき明文の規定はないが、労基法84条2項の類推適用により、労災保険給付がなされた場合には、同一の事由について、使用者はその価額の限度で損害賠償責任を免れることが一般に認められている。

49) 齋藤・前掲注44)論文389頁、山口浩司「安全配慮義務の内容」林＝山川編・前掲注3)書321頁など参照。

50) 労基法上の災害補償がなされたことも損害賠償責任の減免を基礎づけるものであるが（労基法84条2項）、使用者は、労災保険給付がなされるべき場合は災害補償責任を免れることになるので（同条1項）、それが問題になる事例は少ない。

したがって、この抗弁の要件事実、使用者が賠償責任を負うのと同一の事由について労災保険給付がなされたこととなる⁵¹⁾。ここで「同一の事由」とは、填補すべき損害の内容の同一性をいい、労災保険給付が逸失利益等の財産的損害の填補を行うものであることから、たとえば慰謝料と労災保険給付は「同一の事由」についてのものではなく、慰謝料から保険給付を控除することはできない。

この抗弁が認められるためには、原則として労災保険給付が現実になされたことまで必要となるが、保険給付が年金としてなされる場合には、労災保険法64条1項により、前払い一時金の限度で損害賠償の支払が猶予されるものとされていることから、年金受給権を有するに至ったという事実が上記の限度で支払猶予の抗弁となる。

なお、上述した過失相殺等の抗弁と労災保険給付の控除の抗弁とは重疊的に適用される場合があるが、両者の適用の先後関係については、まず過失相殺を行ってから保険給付を控除するものと解されている⁵²⁾。

5 結びに代えて

本稿では、労働災害事案における安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求につき、要件事実の検討を行った。その結果、労働契約法5条が存在する現在では、労働契約の締結という事実自体（同条の類推適用による場合は労働契約に類似する関係）により安全配慮義務の発生を根拠づけられること、安全配慮義務の内容とその違反の事実につき原告側が主張立証責任を負うと解するとしても、義務違反の内容と、使用者がその不存在につき主張立証責任を負う帰責

51) 損害賠償と労災保険給付の対象が「同一の事由」に該当することについては、損害の内容は請求原因で、労災保険給付の内容については抗弁でそれぞれ主張立証されることになるのが通常であるから、両者が同一の内容であることについては独立して主張立証すべき事項とはならないのが通常であろう。

52) 前掲注10)・大石塗装・鹿島建設事件。

事由の内容との区別は相対的なものであり、両者の調整により適切な主張立証責任の分配を考えることができることなどを指摘した。これらについては、様々な安全配慮義務の内容に応じてさらに具体的な検証を行うことが求められるので、機会を見てさらに検討を進めたいと考えている。